

答 申 書
(答申第155号)
平成24年12月21日

1 審査会の結論

「P T A・青少年教育団体共済法第3条に基づく共済事業の認可について」及び「P T A・青少年教育団体共済法第6条に基づく共済規程の変更の承認について」の書類に係る異議申立てのあった別紙1の表の「非開示とした部分」欄に掲げる各部分のうち、1の(1)を非開示としたことは妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、「一般社団法人〇〇〇P T A共済会(以下「共済会」という。)の設立認可にかかる書類一切」である。

イ 北海道教育委員会(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、「P T A・青少年教育団体共済法第3条に基づく共済事業の認可について(平成〇〇年〇月〇〇日決定)」及び「P T A・青少年教育団体共済法第6条に基づく共済規程の変更の承認について(平成〇〇年〇月〇〇日決定)」を対象公文書(以下「本件公文書」という。)と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)及び同項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。異議申立人は、本件処分のうち別紙1の「対象公文書」欄の各公文書に係る「非開示とした部分」欄に掲げる各部分を開示するよう求めていることから、当該部分を非開示とした処分の妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、本件処分において1号情報に該当するものとして平成〇〇年度〇〇〇P T A協議会役員・監事名簿の役員及び監事の氏名、所属区P T A連合会名並びに所属校名(以下「個人の氏名等」という。)を非開示とした理由を概ね次のとおり主張する。

個人の氏名等は、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたいと認められない情報であり、条例第10条第1項第1号に該当すること、また、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)」第32条第1項、第2項及び第3項において、社員名簿は社員の請求があって初めて閲覧や謄写ができるとされていることを考慮し、個人の氏名等については、当然に公にされるべきものではない。

また、個人の氏名等は、〇〇〇立小中学校等の児童生徒の保護者等が、〇〇〇P T A協議会(以下「協議会」という。)に請求をした場合に公表されるべき事項であり、実施機関の側から第三者に公にされるべきものではない。

ウ 当審査会としては、本件処分において非開示とされた個人の氏名等は、直接又は他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であると認められると判断する。

個人の氏名等が開示されると特定団体の役員又は監事であること、所属している

区のPTA連合会や学校が明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められる。

なお、異議申立人は、協議会は、傘下〇〇万人余のPTA会員から組織され、社会教育団体として〇〇〇から補助金を受ける公的団体であり、本団体の性格を考えれば、役員はその役への就任に当たり、会員だけでなく多数に周知されることは当然想定されているはずであり、その氏名が「第三者に公にされるべきものではない」ものとは考えられないこと、また、これらの情報は同団体のホームページ上で既に公開されており、本開示請求で役員名が開示されることにより協議会が受ける不利益はない旨主張する。

しかしながら、法人が、インターネット上のホームページ等で情報をどの範囲まで公表するのか、情報を何時の時点で更新するのかなどは、法人の独自の判断に基づいて行われているものであることから、実施機関が保有している情報と必ずしも一致するものではなく、また、北海道の情報公開制度とは趣旨・目的を異にするものである。

本件について見ると、異議申立人が主張するように協議会は教育関係団体として公共性のある団体であるとしても、その役員及び監事の名簿がホームページ上で公開されているのは、平成〇〇年度のものであり、異議申立ての対象の平成〇〇年度の名簿とは同一のものではないこと、また、役員及び監事が過去の年度の名簿の公開についてまで同意しているものとは認められないことから、異議申立人の主張は理由がないものと判断する。

したがって、個人の氏名等は、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関が本件処分において2号情報に該当するとして非開示としたもののうち、異議申立ての対象となったものは別紙1の表の1の(2)から(5)まで及び2の(1)の情報（以下「当該非開示情報」という。）である。

実施機関は、当該非開示情報について、いずれも法人の内部管理上の事項に属する情報であり、開示することにより事業運営上の地位が不当に損なわれるとして、2号情報に該当する旨主張する。

また、これらの情報は、〇〇〇立小中学校等の児童生徒の保護者等が、協議会や共済会に請求をした場合に公表されるべき事項であり、実施機関の側から第三者に公にされるべきものではない旨主張する。

ウ 2号情報の「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとされている。

当審査会としては、次のとおり判断する。

当該非開示情報は、法人が事業活動を行う上での内部管理上の情報又は法人の事業運営上のノウハウに関する情報であると認められる。

PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号。以下「共済法」という。）第1条では「PTA及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立し、もって青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的とする。」と規定されており、共済事業を行おうとするものは、共済法により行政庁の認可が必要とされていることから、当該共済事業には公共性、公益性が認められる。

このようなことから、共済会は、共済事業の公共性、公益性に鑑み、事業運営の透明性を確保するために共済事業に係る情報を広く公にすべきものと考えられるところであり、また、現在、競争関係にある同種の事業を行う法人はなく、将来的に同種の事業を行う法人が現れる可能性は否定できないがその蓋然性は極めて低いこ

とが推察される。

これらのことを総合的に勘案すると、特別法である共済法に基づく共済事業に係る当該非開示情報をいずれも開示することにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれるとまでは認められない。

また、開示、非開示の判断は、条例に規定する非開示条項に照らし、当該非開示情報が当該条項に該当するか否かを実施機関が主体的、客観的に行うものであって、当該公文書の作成主体により判断するものではないことから、実施機関から第三者に公にされるべきものではない旨の実施機関の主張には理由がない。

したがって、当該非開示情報は、2号情報に該当しないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成24年7月6日	○ 諮問書の受理（諮問番号408） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成24年7月12日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号408） ○ 本件諮問事案の審議を第三部会に付託
平成24年8月6日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成24年9月13日	○ 異議申立人から意見書を受理
平成24年9月20日 （第三部会）	○ 異議申立人による意見陳述の実施 ○ 審議
平成24年10月15日 （第三部会）	○ 審議
平成24年11月12日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
平成24年12月14日 （第63回審査会）	○ 答申案審議
平成24年12月21日	○ 答申

別紙 1

異議申立てに係る非開示とした部分及び開示すべき部分

対象公文書	非開示とした部分		開示すべき部分
1 PTA・青少年教育 団体共済法第 3 条	(1) 平成〇〇年度〇〇〇 P T A 協議会役員・監事名簿	役員・監事の氏名、所属区 P T A 連合会名及び所属校名	
に基づく共済事業 の認可について	(2) 一般社団法人〇〇〇 P T A 共済会定款	第 3 7 条及び第 3 9 条	第 3 7 条及び第 3 9 条
	(3) 初年度事業計画書（平成 〇〇年度）	〔社団法人概要〕のうち③職 員数 〔資金計画〕のうち①収入及 び②支出に関する部分	〔社団法人概要〕のうち③職 員数 〔資金計画〕のうち①収入及 び②支出に関する部分
	(4) 〇〇〇 P T A 協議会安全 補償制度加入金額及び支払 金額一覧	全て	全て
	(5) 算出方法書及び別表 1	全て	全て
2 PTA・青少年教育 団体共済法第 6 条 に基づく共済規程 の変更の承認につ いて	(1) 算出方法書	全て	全て